

第 151 号 (2018 年 9 月)

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 日本企業が中国駐在人材を育成する際の留意点
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング ヒューマンキャピタル部…………… 1

■ 経 済

- ◆ 増える中国人観光客の視る、「不便」な日本生活を考える
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部…………… 5

■ 人民元レポート

- ◆ 2018 年第 2 四半期以降の中国人民銀行の金融政策
MUFG バンク (中国) 中国金融市場部…………… 11

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国個人所得税法修正案（草案）に対する意見を募集
KPMG 中国…………… 16

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「日本企業が中国駐在人材を育成する際の留意点」

◇中国ビジネスの事業戦略具現化のためには、将来の中国拠点のどの階層・どの職種に駐在員を何人派遣する必要があるかを想定し、中長期的な人材育成を計画的に進めていくことが必要。

◇中国の販売市場としての重要性が今後更に高まる中で、自社のグローバル経営を考える際、「CAGE フレームワーク」と呼ばれる4つの視点（C：文化的・A：制度的／政治的・G：地理的・E：経済的な隔たり）から日本と中国の隔たりを相対的に把握することが参考となる。

◇日本と中国との間に大きな隔たりが存在する中で、文化的には異文化コミュニケーションスキル、制度的／政治的にはリスクに対するアンテナの高さ、地理的には多様性あるマネジメント力、経済的には英語力が、中国駐在員にとっての重要な人材要件と言える。

経 済 「増える中国人観光客の視る、『不便』な日本生活を考える」

◇訪日中国人観光客が挙げる日本の不便な点に、①現金決済、②シェア自転車のなさ、③タクシー料金の高さ、④テイクアウトできない食事、⑤正確な時間予測が出来ないデリバリー等がある。

◇斯様に不便な日本でも、QRコードによるキャッシュレス化の浸透、シェアリング自転車の実験的導入、タクシー配車アプリの積極的導入など徐々に変わりつつあるが、これらは全て中国からの模倣である。

◇モノづくりにおいても、中国国産自動車は中国国内の市場シェアを伸ばすなど、コスパに優れたものが台頭する時代になっている。かつて米国に追いつき追い抜いた日本の製造業と同じ構図が中国に見え隠れしており、目下生じている貿易摩擦もその延長線上にある。

人民元レポート 「2018 年第 2 四半期以降の中国人民銀行の金融政策」

◇中国人民銀行は、2016 年後半以降、金利高め誘導や規制強化等を通じて、金融リスクの抑制に注力してきたが、2018 年第 2 四半期以降、金融政策は緩和的な方向へシフト。背景には、デレバレッジの影響、貿易摩擦に起因する成長減速懸念、零細企業融資の強化を中心とした景気下支えがあると考えられる。

◇政府は 7 月下旬に財政出動によるインフラ投資促進方針を打ち出したが、实体经济への効果波及には時間を要する。また、貿易摩擦懸念は少なくとも 11 月の米国中間選挙まで続く予想。

◇このため、緩和的な金融政策が継続する可能性が高いと考えられる。また、人民銀行は足許で人民元安抑制の動きを見せており、さらに元安懸念が続く場合は為替管理制度の調整等による元安抑制対策が考えられる。今後の金融政策を巡っては、背景にあるデレバレッジの影響や米中貿易摩擦の動向にも注視が必要。

スペシャリストの目

税務会計 「中国個人所得税法修正案（草案）に対する意見を募集」

- ◇「中華人民共和国個人所得税法修正案」のパブリックコメントの募集が7月28日で締め切られた。財政部は、今回の税制改革が所得分配制度の改善と給与所得者の税負担の合理的な軽減を図ると同時に現行税制の税制改革に合わない条項を改めることを目的としている。
- ◇現時点の修正草案には、税務上の居住者ステータスの判定、同一帰属利益の通算、税率構造の最適化、総合所得の基礎控除額の引き上げ、特別控除項目の追加、租税回避防止条項の追加等が盛り込まれている。
- ◇修正案は2019年1月1日から施行。但し施行前の10月1日より個人の給与、個人事業主の経営所得など修正案の税率表で税額が計算されるものもある。企業は税制修正のメリットを享受するべく、修正の内容を十分理解した上で人事政策、税務管理等の標準化が望まれる。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2018 年 9 月 27 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ODLbZ7>



日本企業が中国駐在人材を育成する際の留意点

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
ヒューマンキャピタル部
石黒 太郎

はじめに

外務省が毎年実施している『海外在留邦人実態調査』によると、2017年10月1日時点で日本企業の海外拠点数は7万5,531社を数え、過去最多の結果となった。国別に見ていくと、第一位は中国の3万2,349社であり、全体の40%強を占めている。第二位である米国の8,606社(約11%)を大きく引き離し、圧倒的な海外拠点数だ。その影響もあり、日本国内においても中国ビジネスに関する情報を目にする機会が多い。例えば、日本の大型書店で国際ビジネスコーナーの書棚を前にすると、米国ビジネスに関する書籍が多いのは以前と変わらないが、それよりも多くの中国ビジネスに関する書籍が並んでいる。有名Eコマースサイトでビジネス・経済書籍カテゴリーの実践経営・リーダーシップ分野でキーワード検索すると、「アメリカ」で約400冊、「中国」で約600冊がヒットする。それだけ中国ビジネスに悩みを抱え、書籍に解を求める人が多いということだろう。

実際にこれらの書籍を手にとると、中国の税務・法務・労務等の各種制度に関する専門書、もしくは中国駐在経験者を著者とするノウハウ本が多い。特に後者については、属人的なエピソード・武勇伝が内容の中心になっている場合もある。読み物としては大変に面白いのだが、これらの書籍だけで、中国ビジネス固有の難しさを乗り越えられる中国駐在人材を必要な人数だけ育成することは不可能だろう。中国ビジネスの事業戦略具現化のために、将来の中国拠点のどの階層・どの職種に日本本社から駐在員を何人派遣する必要があるのかを想定し、中長期的な人材育成を計画的に進めていく必要がある。そこで本稿では、ハーバード・ビジネススクールのパンカジ・ゲマワット教授が提唱するCAGEフレームワークの視点から、日本企業が中国駐在人材を育成する際の留意点を紹介していきたい。

CAGE フレームワークとは

ゲマワット教授による書籍『コークの味は国ごとに違うべきか』(原題: REDEFINING GLOBAL STRATEGY)で紹介されているCAGEフレームワークは、本国と相手国の二国の「隔たり」を相対的に把握するための枠組みである。従って、相手国の状況を絶対的な観点から評価・分析するためのものではない点に注意を要する。また、CAGEという名称は、以下の4つの視点の頭文字に由来している。

Cultural : 文化的な隔たり

Administrative/political : 制度的/政治的な隔たり

Geographical : 地理的な隔たり

Economic : 経済的な隔たり

これら4つの視点について、二国間の隔たりが大きいほど駐在員が直面するビジネス上の難しさが高まると考えられる。早速、日本と中国の隔たりについて考察していこう。

1. Cultural : 文化的な隔たり

文化という言葉には様々な要素が含まれるが、本稿では仕事の進め方や考え方といったビジネス文化に限定し、日本と中国の違いを考えたい。

一般的に、ビジネス文化の違いが最も表出するのはコミュニケーションスタイルだ。日本と中国にはコミュニケーションのベースとなる言語に漢字という共通性があるものの、コミュニケーションそのもののスタイルは大きく異なる。日本的な以心伝心は日本人同士だけでしか通用せず、日常の業務において苦労している中国駐在員の方も多いことだろう。中国以外の国々への海外駐在と同様に、相手にとって理解が容易な直接的コミュニケーションを心掛けるべきだ。

また、コミュニケーションスタイルの違いは、その背景にあるビジネス上の価値観の違いに留意しなければ、真に理解することが難しい。そして、価値観についても日本と中国では様々な点で隔たりがある。中でも隔たりが大きいのが、「意思決定」に対する価値観だ。日本人は意思決定が合意形成志向であり、物事の決定を稟議で行う日本企業も多い。会社にとって重要な意思決定が、誰の責任によってなされたのかが曖昧になってしまうこともある。ここで言う稟議とは「課長・部長といった中間管理職が意思決定すべき事項を起案し、ボトムアップで経営者の承認を得る仕組み」だ。意思決定のために、指示命令系統を遡るだけでなく、関係部署からも了承を得る必要がある場合が多い。そのために社員に求められる行動が根回しである。これらの稟議・根回しといった感覚は中国人社員からは理解が難しい。彼・彼女らにとっての意思決定とはトップダウンであるべきものだからだ。日本人が総経理として駐在し、傾聴を重視したボトムアップ的リーダーシップを発揮すると、中国人部下から「この人には意思決定能力がない」「決断力に欠けた弱いリーダー」といったレッテルを貼られてしまう可能性もある。

また、日本と中国のビジネス文化において、類似している点もある。それは相互信頼のベースが人間関係重視であることだ。但し、人間関係のあり方が日本と中国では大きく異なるため、日本人駐在員にとって有利に働く訳ではない。真に意味のある人間関係構築には長い時間を要し、任期が3年から5年の駐在員にとっては、十分な時間がないためだ。多くの中国現地法人で駐在経験が10年を越える日本人が重要なポジションを担っているのはそのためであろう。そういった意味からも、中国駐在員をいかに配置転換し、世代交代を図っていくのか、他国への駐在員以上に計画的な人材マネジメントの取り組みが必要だ。

他にも日本人と中国人の間には様々な価値観の相違が見られ、日本と中国の間のビジネス文化の隔たりは、決して小さいとは言えない。中国駐在人材の育成にあたっては、それらビジネス文化の様々な隔たりを認識し、理解し、受容し、さらには自社の文化と融合していくのに必要な異文化コミュニケーションスキルを研修・実践の場を通じて習得させることが重要だ。

2. Administrative/political : 制度的/政治的な隔たり

制度的/政治的な隔たりには、二国間の法律・政策の違い、貿易協定の有無、政治的緊張関係、そして相手国から本国への国民心情等が含まれる。

まず制度的な隔たりについて、現代の中国は、共産党による一党体制と市場経済が併存するという中国型資本主義とも言える独自の発展を遂げている。また、法律・政策も人治主義的に運用される傾向があり、日本と大きく異なる。そういった隔たりを緩和しているのが、経済特別区・経済技術開発区・沿岸経済開放区といった特区の存在だ。しかし、いつ何時、特区に関する法律や政策が見直されるか、また、当局役人による解釈が変わるかは分からない。中央政府だけでなく地方政府の方針・動き・発言への感度を高めた現地法人経営が求められる。

一方、政治的な隔たりについては、日本と中国との間には根深い問題がある。例えば、領土間

題や反日感情等だ。しかし、これらの問題に紙面を割くことは本稿の主旨に反するため、ここでは、日本と中国の間では政治的な隔たりが大きい、と述べるに留めておきたい。

冒頭のはじめにで触れた通り、日本では中国の税務・法務・労務等の各種制度に関する専門書が多数販売されている。これは日本と中国との制度的/政治的な隔たりが極めて大きいことを示している証左であろう。そしてこの隔たりに対応するには、駐在員が特定職種の管理者として機能するだけでは不十分だ。管理者としてではなく、経営者としての幅広い視点や知識・スキル、そして強い胆力が求められる。特に重要な要素がリスクマネジメントに関する知識・スキルだ。無論、中国に関するすべてのリスク要因を事前に把握しておくことは不可能である。中国と日本ではビジネスの前提が大きく異なる、という経営感覚を常に持ち、リスクに対するアンテナを高く張り続け、リスクの火種を察知してすぐに専門家に相談できる駐在員を各現地法人に少なくとも一人は派遣しておきたい。

3. Geographical : 地理的な隔たり

地理的な隔たりの対象には、単なる物理的な距離だけでなく、時差の多寡、気候の類似性も含まれる。まず、距離の観点からいくと、東京から北京まで直線で約 2,100km、上海までは約 1,800km だ。バンコク(約 4,600km)やロサンゼルス(約 8,800km)に比べて、遥かに近い。東京から那覇までが約 1,600km であることを考えると、日本と中国の近接性がよく分かる。また、時差も 1 時間しかなく、距離的にも時差的にもビジネスは極めてやりやすい関係にある。本社が欧米にある企業の中国現地法人に比べ、遥かに有利だ。

一方、気候については留意が必要となる。日本もそうだが中国は南北に長い。それだけでなく東西にも長いために、気温・降雨量ともに日本以上に地域差が激しい。気候の違いはそこに住む人々の嗜好や消費行動にも大きな影響を与える。また、サプライチェーンのあり方も大きく変わってくる。中国市場は日本よりも遥かに多様性に富んでいるため、画一的な日本市場で通用していたやり方はそのままでは通用しないだろう。中国現地法人では日本本社よりも難しいオペレーションが求められる。

従って、中国駐在人材の育成にあたっては、国土の広い中国の地域市場に応じた多様なオペレーションに対応できる柔軟なマネジメント力の習得を促しておきたい。駐在前に日本国内での新製品・新サービス等に関わるプロジェクトへのアサインメントや、特徴の異なる複数事業の経験を促すジョブローテーションを計画的に行っておくことが有効だろう。

4. Economic : 経済的な隔たり

国際通貨基金(IMF)が 2018 年 4 月に発表したデータによると、2017 年の日本の一人当たり GDP が 3.8 万 US ドルであるのに対し、中国は 0.9 万 US ドルだった。一人当たりで見ると日本は中国の約 4 倍だ。しかし、国全体では中国は日本の 3 倍弱となる。中国の GDP が日本を逆転したのが 2010 年だったことを考えると、7 年間でここまで差が広がってしまった事実、それが想定されていたとは言え、嘆息を禁じ得ない。また、この GDP に基づいて日本と中国との経済的な隔たりをシンプルに表すと、ミクロ的には日本>中国、マクロ的には中国>日本という数式が成り立つ。

まずミクロ的に見た場合、日本>中国という隔たりは、日本よりも中国の方が労務費が安いことと相関性がある。しかし、中国における労務費は右肩上がりの上昇を続けており、現地法人経営を圧迫しつつあるのが現実だ。長年、日本企業は中国経済をミクロ的にとらえ、低い労務費を活用した生産機能として中国現地法人を活用してきたが、大きな方向転換が必要な時期が来ている。その転換の視点が、マクロ的に見た中国>日本という隔たりだ。これは日本から見て大規模

な販売市場や潤沢な資本が中国国内に存在することを意味する。今や中国には日本の3倍弱の市場が広がっている。マクロ的な視点から、中国を販売市場として捉えた現地法人経営が求められるようになってきた。そのためには中国地場の顧客に販路を広げなければならない。日本人主導ではなく、中国人の優秀人材による拡販活動が必要だ。いかに優秀な人材を現地で確保できるかが中国事業成否の鍵になるだろう。

以上の経済的な隔たりから導き出される中国駐在人材の育成にあたっての留意点は、意外に思われるかもしれないが、駐在員による英語習得・活用の徹底だ。中国では一人っ子政策の影響もあって子女に対する英語教育熱が高く、優秀な若手人材にとって英語は習得して当たり前のスキルになっている。また中国の大学は、CET と呼ばれる英語試験の受験・合格を卒業要件として義務付けており、大卒者であれば一定水準の英語力が担保されている。つまり、日本人駐在員が英語で中国現地法人を経営できれば、大卒新人が毎年800万人も誕生する人材マーケットのポテンシャルを最大限活用することができるのだ。それだけ優秀人材を確保できる可能性も高まる。

しかしながら、現実としては中国現地法人を日本語で経営してしまっている日本企業も多い。中国経済をミクロ的にとらえ、低い労務費を活用した生産機能として中国現地法人を活用してきた名残だ。数が限られた日本語人材の採用にこだわっているようでは、競合企業と伍して販売市場を戦っていくことは難しいだろう。そういった企業では、中国駐在人材に英語習得を促す前に、今後は中国現地法人を英語で経営していくことを本社経営トップが意思決定し、全社に徹底する必要がある。なぜ中国語ではなく英語なのか、と疑問に思う向きもあるかもしれない。確かに、中国現地法人の事業が中国国内で完全に閉じており、それが将来も続くのであれば、中国語での経営でも問題はないだろう。しかし、本社または他国の現地法人との頻繁な連携が必要、または将来それが見込まれる場合、グループ会社間でのコミュニケーション不全を避けるため、実質的な国際標準語である英語での経営を中国現地法人においても徹底すべきだ。また、自社のグローバル経営において、中国人経営幹部のみ英語ではコミュニケーションできないという状況も、グループ内での経営幹部間の連携に悪影響を及ぼしかねない。

終わりに

以上で見てきた通り、日本と中国の間にはCAGEのいずれの視点においてもかなりの隔たりが存在する。ビジネス文化の隔たりに応じた異文化コミュニケーションスキル、制度的/政治的な隔たりに応じたリスクに対するアンテナの高さ、地理的な隔たりに応じた多様なマネジメント力、そして経済的な隔たりに応じた英語力が中国駐在員にとっての重要な人材要件と言える。経済的な隔たりに関する節でも触れたが、今後、中国の販売市場としての重要性が更に高くなっていくことは確実だ。日本市場の成長があまり期待できない中、中国事業が経営の重要な柱となる日本企業はますます増えていくだろう。中国事業については会社の将来を担う人材を育成するため、本稿を参考にしてもらえれば、幸いである。

(参考書籍：『コークの味は国ごとに違うべきか』パンカジ・ゲマワット 文藝春秋)

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

ヒューマンキャピタル部

石黒 太郎

住 所：東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

E-Mail： t.ishiguro@murc.jp

TEL：03-6733-1047

6 ページから 10 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行国際業務部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



増える中国人観光客の視る、「不便」な日本生活を考える

三菱UFJモルガン・スタンレー証券
インベストメントリサーチ部
チーフエコノミスト 李智雄

2017年に2,869万人の外国人観光客が日本を訪れた(日本政府観光局)。そのうちの4分の1以上である746万人の中国人観光客は日本に来ると、観光資源などは綺麗で接客は丁寧だが、生活が不便で仕方ないという。ショッピングやレストランの開店時間が遅く、閉店時間が早いことだけではないらしい。訪日中国人観光客の不満点と、筆者の7月の中国での3週間に亘る出張時の体験を混せてご紹介してみたい。

对中国で感じる日本の不便(1) 現金決済：1年以上前からキャッシュレスが常態化した中国

まず、(1) 現金決済。支払いには現金をよく使われ、クレジットカードも受け付けないことが多い。空港にて両替を済ませる必要がある。中国では Alipay (支付宝) や WeChatPay (微信支付) を用いて QR コードを読み取れば終わりだ。日本でも両者に対応するお店が増えてきたが、そうではない場所もまだ多い。ちなみに日本で Alipay や WeChatPay で払う時の為替レートは両替所よりもレートが良い。

北京での3週間、筆者は一度も現金を使うことがなかった。更に言えば、2017年に滞在した時も一度も使ったことがなかった。1年前から変わったことと言えば、地下鉄は別途交通カードが必要だったのだがそれが不要となったことと、今回は QR コードが使えない店がなかったことか。ちなみに現地では賃貸契約も支払いもネット決済で行い、果てはアパートの鍵もチャットで送られてくるような生活が始まっている。

对中国で感じる日本の不便(2) シェア自転車のなさ：中国では出退勤に利用、健康促進も

次に、(2) 移動手段その1、自転車である。どこに移動するにも、公共交通手段を利用できるのは便利であるが、ちょっとした距離ならば、街を眺めながら自分で移動したいものだ。中国国内で観光に行けばわかるが、多くの人が Ofo (Ofo 小黄车) あるいは Mobike (摩拜单车) などに代表される GPS 付きのシェアリング自転車(つまりステーションなどに縛られることなく基本的に乗り捨て可能)に乗り観光を楽しんでいる。観光地が密集している場合、限られた時間で多くを回りたい観光客にとってはこの上ない便利な乗り物であるが、それが日本にはない(厳密に言えば一部地域にあるが止められる場所が少ないなど使い勝手が悪い)、というわけだ。ついでに言えば、中国では電動キックボードやセグウェイ(すでに2015年に小米=シャオミに買収されている)などが公道で利用できるが、日本は規制のため利用できない。自由と安全のトレードオフがあるとは言え、ひとまずは実験させてから規制する中国と、規制してから徐々に緩めていく(こともある)日本に違い

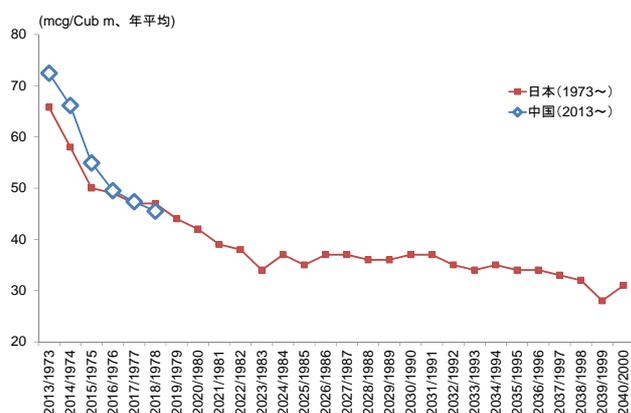
を感じる。

筆者はほぼ毎日シェア自転車を利用した。Mobike を好んで使ったが、その理由は、Ofo の方は QR コード読み取り後に自分で暗証番号を入力しなければ解錠されないが、Mobike は自動で解錠されるという便利さがあったからだ。雨の日は傘を片手に運転することが日常化している（なお傘は杭州の天堂傘がほぼ独占状態）。排水設備はまだ不備が多く、大雨の日は水たまりが多かったが、その点でも自転車は歩くより便利だ。傘を持ちながらの運転は多少技能が必要だが、そこは自己責任の国である。なお利用の際には故障した自転車に何回か遭遇したが、なんども重なるとクーポンが送られてくるのはさすがだ。また稼働率が下がっている自転車を利用するとボーナス（紅包）がもらえる工夫もあるが、こういう工夫は日常茶飯事。とにかく、どこにでもある、という安心感が素晴らしい。

思えばかつての中国は「自転車天国」と呼ばれた。孔子『論語』には「温故而知新」とある。馬やロバでひく車に自転車が取って代わった。今は自動車や電車の隙間を埋めるための自転車だが、実は社会保障を充実させる中で、国民の健康を促進することにも一役買っている。シェア自転車に乗るたびに消費されたカロリーが表示されるのもその一貫である。政府が医療保険を充実させていかねばならない中で、健康促進は社会保障費削減にも役立つ。環境負荷の軽減もその目的の一つだ。消費カロリーが累積される度に、デンマークの首都コペンハーゲンにある自転車スーパーハイウェイが同じく環境保護と医療費削減に役立っていることを思い出した。

健康と言えば北京の空気の綺麗さには驚く。外国人観光客が驚くというより根っからの北京人が驚いている。「変わったことといえば、去年までは想像もできなかったのに、本当に空気が綺麗になったことだ」。空気が悪かった日本の 70 年代の時よりも中国の改善ペースは速い。その北京では環境問題を茶化す余裕まで出てきた。「北京空気」として缶詰に北京の空気を詰めて 28 円で売っている。

図表 1 日本 (1973～) と中国 (2013～) PM2.5 濃度 図表 2 売られている「北京空気」の缶詰



出所：中国国家统计局、中国環境観測センター、日本環境省総合環境政策局環境計画課より MUMSS 作成



出所：李智雄撮影

对中国で感じる日本の不便 (3) タクシーなど：日本は規制で値段が高いのか

中国人が日本で不満だと感じている点はまだある。(3) 移動手段その 2、自動車。電車が多く、時間が正確であるのは助かるが、中国では DiDi (滴滴出行) がある。日本にも Uber やタクシーはあるが、タクシーの配車サービスのアプリは、会社別にあることが多いことに加えて、何より料金

が高すぎる。中国人の行う白タク（日本では違法だが、摘発などの記事を¹を見かける限りにおいては存在しているようだ）などは安いので、競争環境が整えば料金はより弾力的になり、タクシーの料金が安くなる可能性もあるのだが、規制によって値段が高いままで使い勝手が悪い、とのことだ。現在中国からの観光客は、団体旅行からカスタマイズ旅行が増えているが、幼児や老人と共に旅行することもある。また、買い物の荷物が増えれば公共交通による移動はなかなか大変だ。

中国のDiDiにはいくつかのグレードがあり、タクシーから高級車まで選んで乗ることができる。少し上のグレードになると、料金は高くなるものの、専用のボトルウォーターがついていたり、運転手が丁寧だったりと安心感がある。また、低いグレードより圧倒的につかまりやすい。

对中国で感じる日本の不便 (4) テイクアウトできない食事：中国では「打包」が普通

ここからは中国人観光客のニーズはそれほど高くないものの、北京に滞在したものとしての感想として書き加えてみる。まずは(4) 食事のテイクアウトだ。中国人観光客にとって日本食は相変わらず人気が高く、しゃぶしゃぶやすき焼き、寿司に天ぷらと、人気の料理はたくさんある。だが問題は頼みすぎると無駄になってしまうことだ。中国では食事を頼み過ぎても余れば残った分をテイクアウト（打包 da bao、と中国では言う）できる。だが日本で食べ残しを持ち帰らせてくれる店はかなり限られている。実は、日本政府は消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省が連名で食べ残し対策として、十分な注意の上での持ち帰りを奨励している²のだが、あまり浸透しておらず、お店自体が拒否するケースが多い。ちなみに、酒は日本酒よりも実は日本のウイスキーの方が中国では人気だ。日本酒があわせやすい日本食よりも、バーに行く頻度の方が高く、バーに置いてあるのはウイスキーの方が多いため、ということらしい。

筆者も連日北京ダックを食べたが、北京ダックは基本一人で食べることが想定されていない。一人では食べきれず余ることが多かったが、それでも料理を無駄にすることがなかったのは、スープでさえも全て持ち帰ったからである。なお、最近は核家族化などの社会変化にあわせて一人飯も増えた。欧米系のファストフードに加えて、中華料理の一人飯（例えば雲南料理の過橋米線）という形態も増えている。

对中国で感じる日本の不便 (5) デリバリー：ビッグデータ累積で正確な時間にアイスが届く

最後に、(5) デリバリーだ。中国、特に都市部はなんでもかんでもデリバリーが可能だ。例えば洋服や靴はオフラインでは見るだけに留め、サイズを確認したらネットで注文する。食材はもちろんのこと、食事も全てデリバリー。驚くべきは梱包の丁寧さ（例えば葡萄を頼むと痛まないように真空パックで宙に浮かせた状態で梱包される）だけではない。もっとも驚いたのは時間の正確さである。例えば20:55に注文したアイスクリームの到着予定時間が21:24だったとしよう。筆者は熱帯夜の北京ではほぼ毎晩アイスクリームを出前で頼んでいたが、まず遅れることがなかった。だいたい予定時間の2分から1分前に届く。大雨の降った夜でも同じだった。これはビッグデータの累積により、正確な時間の予測が可能になっているということだ。アイスクリームが溶けていなかったのは、コールドチェーンが最後の1マイルまで確立されていることを示唆している。

¹ フォーブス 2017年10月26日記事「野放し「中国人白タク」で見た、日本の遅れ」

<https://forbesjapan.com/articles/detail/18241>、2018年8月12日閲覧。

² 農林水産省、外食における食品ロス対策http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/170516.html、2018年8月12日閲覧。

他にも多々ある。日本では街で無料 WiFi が少ないことや、シェアリングのスマホ充電器がないこと、レストランの予約が電話でしか取れないことが多いこと、食べログに店の評価はあるがその店の料理ごとの評価がないこと、などだ。

孔子曰く「温故而知新、可以為師矣」

さて中国人にとってはこんなにも不便な日本であるが、そんな日本も徐々には変わりつつある。QR コードによるキャッシュレス化の浸透に加えて、シェアリング自転車の実験的導入、タクシー配車アプリの積極的導入などだ。だがお気付きだろうか。これらは全て中国からの模倣なのである。

孔子『論語』に「温故而知新」とあると書いた。具体的にはこの文章は、第2章「為政第二」の第11にあるのだが、その続きに「可以為師矣」とある。続けて訳せば次のようになる。「故（ふる）きを温（たず）ねて新しきを知る、それができれば師と為ることができるだろう」。シェア自転車が良い例だ。故（ふる）きを温（たず）ねて新しきを知った中国は今、イノベーションの幾つかの分野において、日本の師となっている。

図表 3 ネット決済特化のカフェにはもうレジが存在しない



出所：李智雄撮影

図表 4 中国の「大衆点評」にはお店の評価のみならず…



出所：大衆点評

図表 5 …そのお店の料理のランキングも存在している

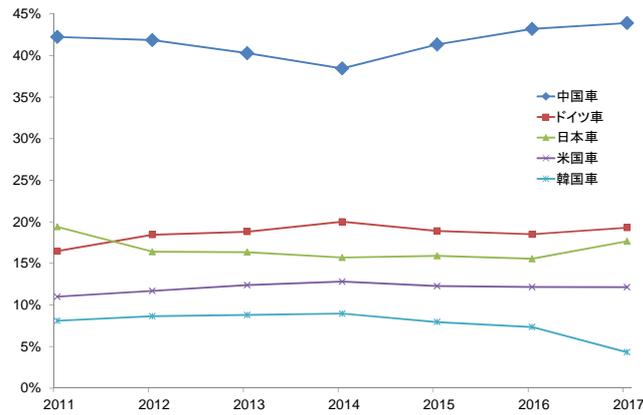


出所：大衆点評

モノづくりはどうか

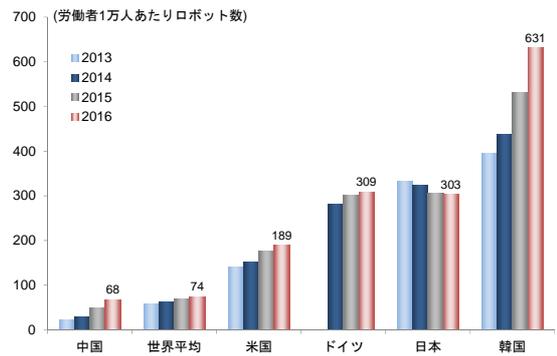
そうは言ってもモノづくりはまだまだだ、そう感じる人も多いだろう。絶対的な品質では確かにその通りかもしれない。だがコスパ（性価比）で勝る部品メーカーが、例えば自動車部品などでも一部出てきている。そして、我々が消費しているものの多くは、最高価格の最高品質ではなく、コスパに優れたものである。安かろう悪かろうの時代は既に過ぎ去り、それほど安くはないがかなり質の良いものが生まれている。中国国産自動車の中国国内における市場シェア上昇はまさにそれを示しているのだが、筆者に与えられた紙面は既に尽きつつある。かつて米国に追いつき追い抜いた日本の製造業と同じ構図が、中国に見え隠れしているという指摘に留めておこう。目下生じている貿易摩擦もその延長線上にある。

図表6 中国乗用車、国籍別シェアの推移



出所：中国汽车工业协会より MUMSS 作成

図表7 労働者1万人あたりロボット台数



出所：International Federation of Robotics (IFR) より MUMSS 作成

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住 所：東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail : lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL : 03-6627-5234



2018 年第 2 四半期以降の中国人民銀行の金融政策

MUFG バンク (中国)
中国金融市場部
徳貞 太朗

1. はじめに

2016 年後半以降、中国人民銀行 (以下 PBOC) は金利の高め誘導や規制強化等を通じて、金融リスクの抑制に注力してきたが、足許の金融政策は緩和的な方向へシフトしている。

本稿では、2018 年第 2 四半期以降の PBOC の金融政策動向を振り返るとともに、今後の金融政策の見通しを考察する。

2. 金融政策方針

2018 年第 2 四半期以降の PBOC の発言・発表の中には、従来より緩和的な政策運営へのシフトを示唆するものが複数存在している (図表 1 を参照)。

【図表 1】金融政策に関する PBOC の各種発言・発表

時期	ソース	発言・発表内容
5 月 11 日	2018 年第 1 四半期 金融政策執行報告	「ファイナンス規模の合理的な増加、“構造調整”、および金融リスク抑制のバランスを保持する」と発表。2018 年 2 月に発表された金融政策報告書では「ファイナンス規模の合理的な増加、“デレバレッジ”、および金融リスク抑制のバランスを保持する」とされており、デレバレッジの文言を構造調整に変更。
6 月 28 日	貨幣政策委員会 後 ¹ の発表	流動性供給に関する文言が“安定的に維持”から“余裕ある状況を維持”に変更。
7 月 20 日	中国国内経済紙	PBOC 統計局局長が「国内の債務の伸びが鈍化し、レバレッジ安定化の段階に入った」と寄稿。

(出典：各種報道等)

3. 金融政策の背景

(1) デレバレッジの影響

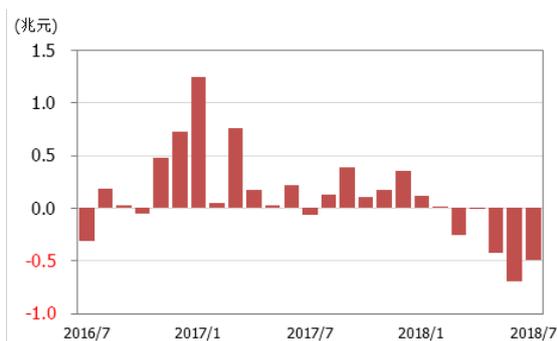
2016 年後半以降、当局は金融リスク抑制を重要な国家課題とし、金利の高め誘導や各種規制強化等を通じてデレバレッジを促進してきた。

足許では、信用力の低い企業や不動産・インフラ開発等への信用供給チャネルとされるシャドールバンキング²の残高は減少に転じており (図表 2 を参照)、当局のデレバレッジに関する取り組みは一定程度の成果が見られる。一方で社債デフォルトの増加や資金調達難の難化に起因する固定資産投資の減速も見られ (図表 3、4 を参照)、デレバレッジの経済に対する負の影響が顕在化している。

¹ PBOC 総裁が主席を務め、大学教授や政府関係者等の外部専門を含む 14 名の委員が金融政策の制定や調整等の議論を行う委員会。

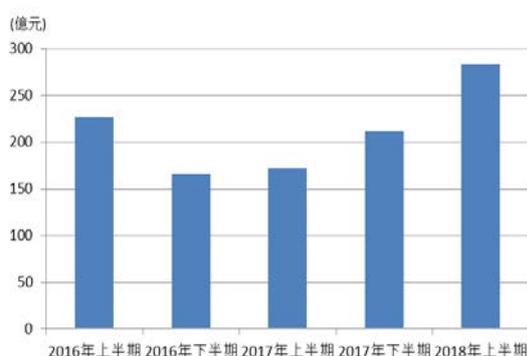
² 本稿では委託融資、信託融資、銀行引受手形をシャドールバンキングと定義。

【図表 2】 シャドーバンキング残高の増減 (前月対比)



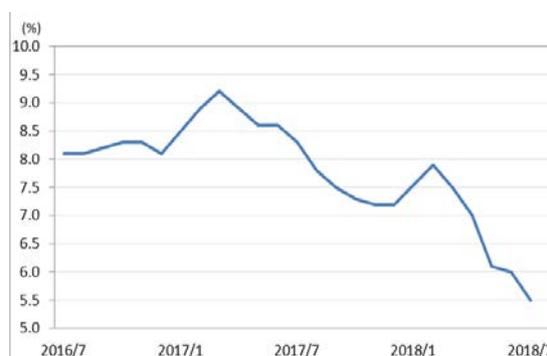
(出典：PBOC 公開資料より MUFG バンク (中国) 作成)

【図表 3】 社債デフォルト額



(出典：Wind)

【図表 4】 前年対比固定資産投資額の伸び率



(出典：Bloomberg)

(2) 貿易摩擦

2018 年 7 月および 8 月、米国の中国製品に対する関税賦課が実施され、中国も米国製品に対し報復関税を賦課したことにより貿易摩擦がさらに激化。今後も米国は中国製品に対し更なる関税賦課を行う可能性があり、輸出鈍化に伴う経済成長減速懸念が昨今の金融政策に影響を与えていると考えられる。

(3) 零細企業融資の強化

2018 年第 2 四半期以降、当局は零細企業融資の強化方針について度々言及しており、零細企業融資促進を企図した預金準備率の引き下げ (4. (1) 預金準備率操作を参照) 等具体策を講じている。

PBOC 総裁は 2018 年 6 月に上海で開催された金融フォーラムにて、零細企業に対する銀行等の正規金融機関と非金融機関³による貸出の割合は 6 : 4 であり、正規金融機関の割合が低いことと指摘している。また、2017 年時点のベンチャーキャピタル等を含むプライベートエクイティ市場の規模は約 200 億元と 10 年間で 70 倍に成長しており、零細企業の発展促進に積極的な役割を果たしているとした一方、中国国内の企業の起業から倒産までの平均年数は約 3 年であるにもかかわらず、企業が最初に融資を受けるのは起業から平均 4 年 4 ヶ月経過した時点であること等、零細企業の資金調達の難しさに言及している。

これらの背景から、PBOC は銀行等による零細企業への融資を促進し、零細企業の発展に伴う

³ インターネット金融や事業法人等、銀行保険監督管理委員会管轄外の法人・個人による融資。

経済成長の押上げを企図しているものと考えられる。

4. 金融調節ツール操作

(1) 預金準備率操作

2018年4月および7月に中国国内の大部分の銀行に対する預金準備率の引き下げが実施された。引き下げ幅は合計1.5%（4月：1.0%、7月：0.5%）で、資金供給効果は約2兆元（4月：1兆3,000億元、7月：7,000億元）である。

第2四半期に行われた2兆元の資金供給のうち、9,000億元はMLF（零細企業・中小企業融資の促進を目的としたPBOCによる銀行に対する資金供給）の返済、6,000億元は零細企業向け融資、5,000億元は債権株式化（「[MUFGバンク（中国）経済週報 2018年7月5日 第403期](#)」を参照）能力向上に充当するようPBOCから指示が出された。

(2) 資金供給残高推移

PBOCは公開市場操作（リバースレポ等）・MLFにて1年以内の短期資金供給を、PSLにて1年以上の中長期資金供給を行っている（図表5を参照）。

【図表5】PBOCの主な資金供給ツール

ツール名	期間	目的
リバースレポ	7日・14日・28日・63日	金融市場の資金量調整
MLF	3ヶ月・6ヶ月・1年	零細企業・農業関連等向け融資
PSL	1年以上	インフラ建設等への融資

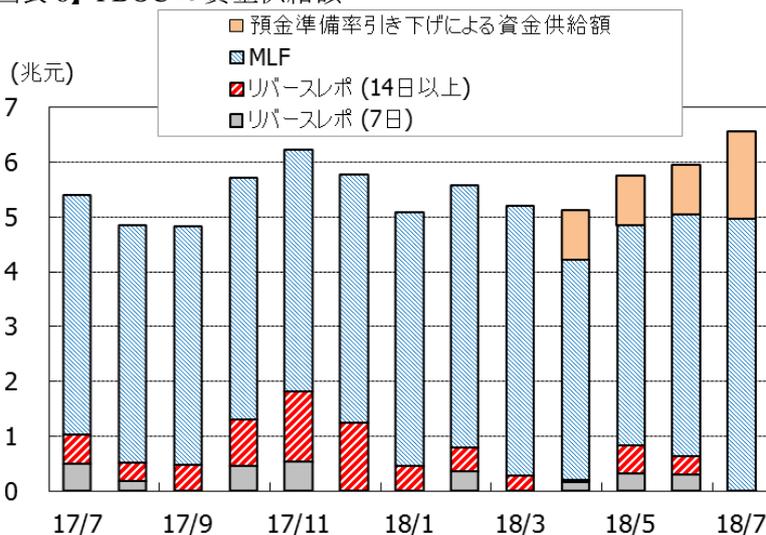
（出典：PBOC公開資料よりMUFGバンク（中国）作成）

資金供給額の調整は市場の状況に応じて日々行われているが、その中でも特筆すべきは7月下旬に実施されたMLFによる5,020億元の資金供給である。当該資金供給はMLFによる資金供給としては過去最大級であり、供給のタイミングも通常と異なっていた⁴。

リバースレポ・MLFの資金供給に加え、先述の預金準備率引き下げの効果もあり、2018年7月末の資金供給額は合計6兆5,755億元と2018年3月末の5兆2,070億元から増加している（図表6を参照）。

⁴ MLFによる資金供給日は以前供給されたMLFの満期と同日であることが慣例。7月下旬のMLFは以前供給されたMLFの満期以外の日に新規で供給されたものである。

【図表 6】 PBOC の資金供給額



(出典：PBOC 公開資料より MUFG バンク (中国) 作成)

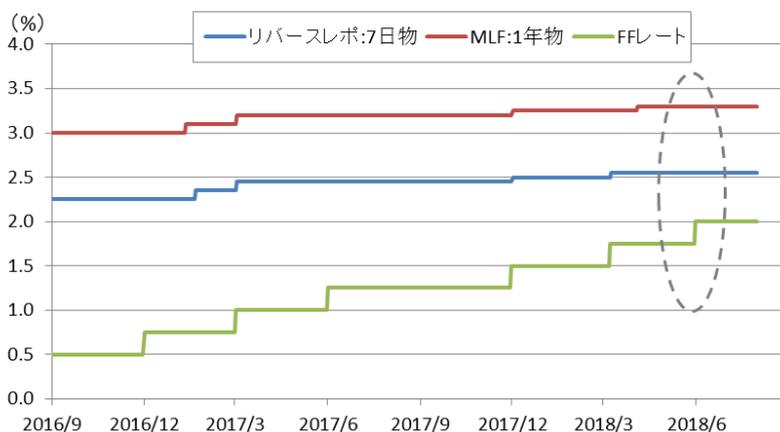
(3) リバースレポ・MLF の金利推移

2016年12月から2018年3月の間に米FOMCは6回、0.25%のFF金利上げを実施。そのうち5回の利上げについてはほぼ同時期に、PBOCの資金供給ツールであるリバースレポおよびMLFの0.10%もしくは0.05%の利上げが実施された。その背景は、米中金利差の縮小による過度な人民元安を回避するためであると考えられている。

直近では2018年6月に0.25%のFF金利の利上げが決定されたが、大方の市場予想に反しPBOCは短期資金供給ツールの利上げを実施しなかった(図表7を参照)。

つまり、PBOCは人民元安の抑制より、国内のファイナンスコストの維持を優先した可能性がある。

【図表 7】 FF金利・リバースレポ金利・MLF金利の推移

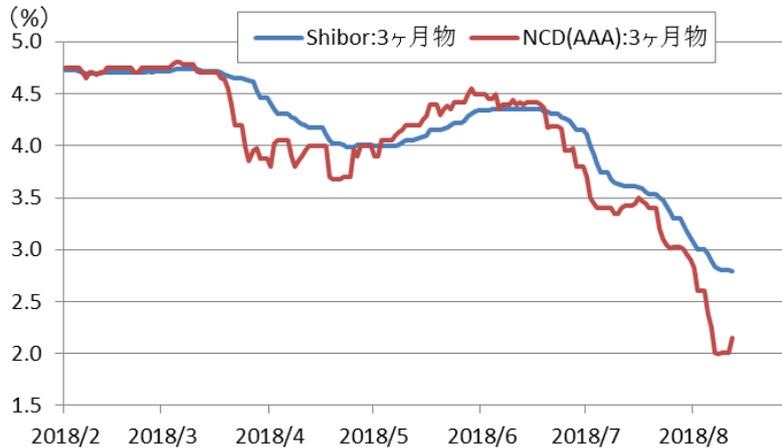


(出典：Bloomberg)

5. 短期金利推移

預金準備率の引き下げによる資金供給増加や PBOC の発言を背景に短期金利は低下 (図表 8 を参照)。3 ヶ月物 NCD (譲渡性預金/AAA 格) の金利は節目である 2% で下げ止まっているものの、3 ヶ月物 Shibor については依然として金利低下の余地がある。

【図表 8】 Shibor : 3 ヶ月物および NCD (AAA) : 3 ヶ月物の推移



(出典 : Bloomberg)

6. 今後の金融政策の見通し

PBOC が緩和的な政策運営へシフトしている背景には、デレバレッジの影響および貿易摩擦に起因する経済減速懸念、零細企業に対する融資強化を中心とした景気の下支えがあると考える。

中国政府は 7 月下旬に財政出動によるインフラ投資促進の方針を打ち出したが、实体经济にその効果が波及するまでにはある程度時間が必要であり、貿易摩擦懸念は少なくとも米国中間選挙を控えた 11 月まで継続するであろう。

そのため、資金供給量は現在と同水準かそれ以上の水準で推移すると予想する。各種流動性規制の導入や当局のデレバレッジに関する発言から、銀行のリスク管理体制および金融システムの安定性は向上していると考えられ、預金準備率の更なる引き下げによる資金供給増額もあり得る。

8 月初旬に銀行の一部の為替フォワード取引に 20% の準備金の預け入れを義務づける等、PBOC は元安抑制の動きを見せている。今後当局の元安懸念が継続する場合は、為替売買残高ネット金額に対する窓口指導強化や為替レートの中間値計算ロジック内に逆周期因子 (「[MUFG バンク \(中国\) 中国月報 2017 年 12 月・2018 年 1 月 第 143 号](#)」を参照) を再び追加する等の対策が考えられる。それらの対策後も更に元安抑制が必要な場合は、リバースレポおよび MLF の利上げが実施される可能性がある。

今後も、PBOC は従来より緩和的な金融政策を継続する可能性が高いと考えられるが、その背景となっているデレバレッジの影響や米中貿易摩擦の動向にも注視が必要だ。

以上

(連絡先) MUFGバンク (中国) 中国金融市場部
 E-mail: taro_tokusada@cn.mufg.jp
 TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線) 2976

**税務会計: 中国個人所得税法修正案(草案)に対する意見を募集**

KPMG中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

2018年6月19日、「中華人民共和国個人所得税法修正案(草案・審査提出用稿)」が第13回全国人民代表大会・常務委員会第3次会議の審査に提出され、中国の個人所得税修正がようやく決定的な一歩を踏み出した。

また、修正草案の全文が2018年6月29日に全人代のウェブサイト上に公開され、パブリックコメントの募集を開始した。受付は2018年7月28日で締め切れ、13万件以上の意見が集められた。

修正案は2019年1月1日から施行されるが、施行前の2018年10月1日より、個人が受け取る賃金・給与から5,000元の基礎控除額を差し引いた後の金額に対して修正案の総合所得税率表を用いて個人所得税額を計算し、納付する。また、個人事業主の生産・経営所得、企業、公的機関への経営請負・リース借受経営所得は、経営所得に適用される税率表に基づいて税額を計算し、納付する。

今回で7回目の改正となる修正草案は、源泉徴収義務と確定申告書の提出期限を一層明確にしたものである。また、現行法で規定されている一部の特殊税務処理は2019年1月1日以降も継続されるかどうか、新政策に掲げられた新たな租税徴収管理方法の実施可能性についても、国民から様々な議論が呼び起こされている。

修正草案とその細則がスムーズに実施されるか否かにより、今回の個人所得税改革が成功するかしないかが左右される。

現時点の個人所得税法修正案の主な内容**●税務上の居住者ステータスの判定**

草案は国際的な慣行から個人に対する居住者及び非居住者の概念を導入している。また、居住者及び非居住者の判定基準について、現行の「中国国内に1年以上居住しているか否か」を、「中国国内に183日以上居住しているか否か」に改めている。

●同一の帰属利益を通算

草案は賃金給与、役務報酬、原稿料、ロイヤリティ収入の4項目(以下「総合所得」)について包括的な税範囲に統合し、一律に超過累進税の税率を適用している。また、個人所得税は、個々の居住者の年間所得を通算して計算し、非居住者は月次又は4項目を基に所得を得た都度計算する。

また、「個人事業主の生産・経営所得」は「経営所得」に改められ、「企業・公的機関の請負経営、リース借受経営の事業収入」は実際状況に応じて個別に総合所得若しくは事業所得に算入する。

事業所得、利子・配当・割増配当、家賃収入、譲渡所得、一時所得とその他の所得は従来通り、類別課税を適用し、関連規定に従って個人所得税を計算する。

●税率構造を最適化

総合所得税率—現行の賃金・給与所得税率に基づいて、毎月の課税所得は年度計算として調整された。また、草案は一部の税率プロットを最適化し、3%、10%、20%の3段階の税率構造に改

めている。同時に、税率 3% のプロット幅が拡大した。現行税率の 10% が適用されている一部の所得については、税率が 3% に引き下げられ、10% の税率の範囲を広くしている。さらに、税率 20% が適用されている所得と、同じく、税率 25% が適用されている一部の所得は、ともに税率 10% まで引き下げられている。現行税率の 25% が適用されている一部の所得は、税率 20% に引き下げられて、25% に適用する範囲を縮小している。なお、30%、35%、45% の 3 段階の比較的税率が高い対象範囲は調整していない。(詳細は添付資料をご参照)

事業所得税率—現行の個人事業主の事業所得、企業・公的機関の請負経営・リース借受経営の事業収入の所得税率は 5%~35% の 5 段階税率に据え置かれ、各段階の対象範囲が適切に調整された。なお、最上位の税率下限が 10 万元から 50 万元に引き上げられた。(詳細は添付資料をご参照)

●総合所得の基礎控除額を引き上げ

総合所得の基礎控除額が月額 5,000 元 (6 万元/年) に引き上げられた。中国に住所を有してなく、中国で賃金給与を取得する納税者、及び中国に住所を有しながら中国で賃金給与を取得する納税者の両方に適用する。現行の 1,300 元/月の付加控除額が廃止された。

●特別控除項目を追加

現行個人の基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅積立金の控除項目及びその他の控除法案の実施を継続し、子供教育費、継続教育費、重病治療費の支出、住宅ローン利息及び賃貸住宅など国民生活に密接に関係している生活特別控除項目が追加されている。

●租税回避防止条項を追加

企業所得税法に規定された租税回避防止の条項を参照し、以下の条項を追加した。個人が独立者間取引原則を遵守せずに財産を譲渡する、海外のタックスヘイブンで租税回避する、不当なビジネスアレンジメントを行って不正に税制上の利益を獲得する行為などに対して税務機関は合理的な方法で納税を調整する権限を有す。上述の行為に対しては、税務機関が納税調整を行い、税金の納付が必要な場合、税金を追徴かつ法に従い利息を徴収する。

KPMG の所見

草案について、財政部が注記で税制改革について 2 つの重要なメッセージを挙げた。

- 一、今回の税制改革の目的は、個人所得税の基礎控除額を引き上げ、同性質の所得を合算し、特別控除項目を追加するなどによって、所得分配制度の改善及び給与所得者の税負担を合理的に軽減することを図る。
- 二、同時に、現行の個人所得税法が税制改革に符合しない条項を改めた。国際的な慣行に従い、改革の実施に必要な内容を補足・完備し、税制度の欠陥を補い、国庫への税收権益を保護した。

合理的な税負担軽減

草案は、一部の所得に総合課税を適用し、税率の構造を最適化して総合所得の基礎控除額を引き上げ、特別控除項目を追加し、中・低所得層を中心に給与所得者の所得税負担を効果的に軽減させている。

しかし、財政部の説明からは、実施基準と特別追加控除の管理要求について詳しい言及はない。これは今後、個人所得税改革への国民の注目の焦点が 1 つになるだろう。

税制修正は、現行制度の下で外国人が同制度を享受できる特別控除項目を廃止し、子供教育費や

賃貸住宅の特別控除項目を追加している。これは、新政策の公布に伴って外国人に対する現行の免税優遇政策が廃止され、課税の国民待遇の原則を徹底することを意味しているものなのか。

国民の税務上の権利と利益の保護

居住納税者の概念の導入

草案は、居住者と非居住者の概念を明確にした。中国居住の期間の判定基準について、現行の「1年以上居住しているか否か」を、「183日以上居住しているか否か」に改めている。今回の新政策は、下記に記した要因や修正を導入するのかが否かについて、直接、中国における外国人、駐在員と、香港、マカオ、台湾の居住者に対して中国における課税の範囲と仕事のアレンジメントに影響してくるだろう。

- 居住者ステータスの判定に際して、居住の期間のほかに個人の永住権、利害関係の中心地、常用の住居及び国籍のいずれも在留資格を判定する付加基準とするのか。
- 既存の規定では、中国国内に住居を有していないが5年以上居住する個人について、中国国内を源泉とする所得に関する現行の免税政策は取り消す若しくは変更するのか。
- 国税発[1994]第 148 号文によると、中国国内において、住所を有しない個人は中国内・外で非常勤の勤務状況の場合、中国国内における実際の居住期間に基づいて課税範囲を確定する場合、草案の居住者ステータスの判定基準の変更と共に修正されるのか。

租税回避防止条項を追加

世界的に各国が租税回避防止に取り組んでいる環境下で、中国は 103 か国・地域で反租税回避協定をすでに締結している。同時に、中国は各国と、情報交換報告システム (CRS) を構築し、76 か国・地域と交換協定を締結して交流のメカニズムを確立した。草案は、中国が為替メカニズムの段階的な改善や特定の個人の租税回避策の導入を示す個々の租税回避規定を追加し、個人の租税回避防止に対し一層強化する姿勢を鮮明にしている。

総じて、草案の提出は、税制改革が決定的な一歩を踏み出したことは間違いない。ますます完備される管理システムは、直接個人所得税のコンプライアンスの重要性と組み合わせられていくだろう。同時に、企業は税制改革の動向に細心の注意を払い、税制修正の内容や要件を十分に理解し、社内人事政策、給与体系、税務管理を標準化してタイムリーに調整を図り、税制修正のメリットを享受するために、不必要な税金コストの増加に起因する手続き上の不備を避けるべきである。また、個人は自身の業務、国内及び海外資産の手配に対しても税制改革の影響に細心の注意を払わなければならない。企業及び個人は、コンプライアンスを合理的に取り決めるため、速やかに専門家に助言と提案を求めるべきである。

総合所得

個人所得税・税率表 1

レベル	年間課税所得	税率	速算控除額
1	36,000 元以下	3%	0
2	36,000 元超 144,000 元以下	10%	2,520
3	144,000 元超 300,000 元以下	20%	16,920
4	300,000 元超 420,000 元以下	25%	31,920
5	420,000 元超 660,000 元以下	30%	52,920
6	660,000 元超 960,000 元以下	35%	85,920
7	960,000 元超	45%	181,920

注：本表の「年間課税所得」とは、居住者個人が取得する総合所得をいい、課税年度ごとの収入から6万円、特別控除、特別付加控除及び法規定に基づくその他控除項目を差し引いた金額である。

非居住者個人は月次に換算

レベル	月間課税所得	税率	速算控除額
1	3,000 人民元以下	3%	0
2	3,000 元超 12,000 元以下	10%	210
3	12,000 元超 25,000 元以下	20%	1,410
4	25,000 元超 35,000 元以下	25%	2,660
5	35,000 元超 55,000 元以下	30%	4,410
6	55,000 元超 80,000 元以下	35%	7,160
7	80000 元超	45%	15,160

注：本表の「月間課税所得」とは、個人が取得する総合所得をいい、当月の収入から5,000元、特別控除、特別付加控除及び法規定に基づくその他控除項目を差し引いた金額である。

経営所得

個人所得税・税率表 2

レベル	年間課税所得	税率	速算控除額
1	30,000 元以下	5%	0
2	30,000 元超 90,000 元以下	10%	1,500
3	90,000 元超 300,000 元以下	20%	10,500
4	300,000 元超 500,000 元以下	30%	40,500
5	500,000 元超	35%	65,500

注：本表の「年間課税所得」とは、課税年度ごとの収入から原価、費用及び損失を差し引いた金額である。

月次換算

レベル	月間課税所得	税率	速算控除額
1	2,500 元以下	5%	0
2	2,500 元超 7,500 人民元以下の部分	10%	125
3	7,500 元超 25,000 元以下	20%	875
4	25,000 元超 41,666.67 元以下	30%	3375
5	41,666.67 元以下	35%	5,458.33

注：本表の「月間課税所得」とは、当月の収入から原価、費用及び損失を差し引いた金額である。

(監修者連絡先)

KPMG 中国
 華中地区日系企業サービス
 税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)
 中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F
 Tel : +86-21-2212-3678 E-mail : jie.xu@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津國際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2018 年 8 月 25 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。